

那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名、住所及び登録番号

指名停止措置業者名	住所	業者番号
パナソニック E W エンジニアリング (株)	大阪府大阪市中心区域 見 2 - 1 - 6 1	A010002491

2 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 7 日から令和 7 年 7 月 6 日まで 3 か月間

3 指名停止措置の適用範囲

那珂市が発注する建設工事等

4 事実概要

建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。当該事実が建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

5 指名停止理由

(那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項 別表第 2 第 15 号ア、イ)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 15 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条の規定に基づく監督処分(第 28 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当し、監督処分を受けたときを除く。)を受けたとき。	当該認定をした日から
ア 指示処分を受けたとき。	2 月以上 6 月以内
イ 営業停止処分を受けたとき。	3 月以上 9 月以内